制度名	地域日本語教育スタートアッププログラム (文化庁)	主管課名	国際交流課 多文化共生 G	
		問合せ先	029-301-2853	
	「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室がこれまで開設されて			
目的•趣旨	いない地域となっている地方公共団体に対し、地域日本語教育の専門家を派			
	遣することにより日本語教室の設置に向けた支援を実施し、もって各地に日			
	本語学習環境が整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。			

〔対象団体〕

日本語教室が設置されていない市区町村を対象とする取組を提案する機関・団体のうち、次の(1)~(4)のいずれかの機関・団体に限る。

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 市区町村単独又は複数の市区町村による実行委員会
- (4) 次の[1] ~ [3] のいずれかに該当し、かつ地域における国際交流、多文化共生、外国人支援の実施を目的とした事業を行っている国際交流協会
 - [1] 都道府県・市区町村が設立したもの
 - 「2] 都道府県・市区町村が事務局を務めているもの
 - [3] 都道府県・市区町村の施設の指定管理業務を行う法人及び団体

[対象事業]

日本語教育の空白地域となっている地方公共団体が日本語教室を設置・開設するために 以下の支援を行う。(採択は原則として3年継続を想定。ただし、継続の可否を審査す るため毎年度申請を要する。)

- (1) 地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣に対する支援
- (2) 日本語教室の開設に向けて活動するコーディネーターに対する支援 等

〔対象経費〕

- (1) シニアアドバイザー1 人当たり年間 3 回 (1 回 3 泊まで), 日本語教育推進アドバイザー1 人当たり年間 5 回 (1 回 3 泊まで)の謝金・旅費の支給
- (2) コーディネーターの活動に係る謝金及び旅費,消耗品等経費の支給(下記の金額を上限とする。)

1年目 100万円 (うち、消耗品等経費は5万円以下)

2年目 150万円 (うち、消耗品等経費は5万円以下)

3年目 150万円 (うち、消耗品等経費は5万円以下)

[経費負担割合]

区分	国	県	市町村	その他
	10/10		_	_
〔R2 年度当初予算額〕 千円(国予算)	〔R2 年度補助対象団体〕 令和2年1月24日締切 対象団体は令和2年3月中旬頃決定予定			

[備考] 事業対象期間: 2020年4月1日(水)~2021年3月12日(金)